

第4章 具体的な取組事項

※各取組の担当課は、それぞれの最後に()書きしています。

第1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）

1 県民一人ひとりの防犯意識を高める（基本的方策1）

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、各種広報紙、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針等^{※41}について、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者等に対して情報の提供を行います。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

① 広報紙等による情報の提供

県民や事業者等の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」^{※42}や「速報」^{※43}の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して、幅広い情報の提供を行います。

(県警察地域課)

② 「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供

県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、Eメールによる情報の提供（あんしんFメール）を行います。

(県警察少年女性安全対策課)

※41 防犯上の指針・・・「学校等における児童等の安全の確保のための指針」、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の4つの指針をいいます。

※42 ミニ広報紙・・・地域住民のニーズに応じた地域安全情報を身近な話題として伝えるため、警察署や交番、駐在所で、県民の皆さんの住む地域を担当する警察官が毎月発行する「新聞」をいいます。

※43 速報・・・交番・駐在所から迅速に伝達したい地域安全情報等を簡潔に記載して、人目につきやすい場所にポスターのように掲示するなどして情報を提供するものをいいます。地域で発生した事件事故の発生速報などを内容としたものが多く、随時発行しています。

③ ホームページ等を活用した犯罪情報等の提供

県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、テレビ・ラジオ等のメディアやホームページ、SNS等の様々な広報媒体により、県民に対して、県内の犯罪情報等を提供します。

(県警察生活安全企画課)

④ 効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供

夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

⑤ 特殊詐欺や悪質商法等に関する情報の提供

オレオレ詐欺、融資保証金詐欺や架空料金請求詐欺等の特殊詐欺、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られる等の悪質商法^{※44}に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。

(県民生活課)

2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（基本的方策2）

(1) 広報・啓発の充実

① 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、各種広報紙、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。

(県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

※44 悪質商法…虚偽説明、脅迫、販売目的隠匿などの方法で、高額・粗悪な商品やサービスを購入させるものをいいます。

② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施

全国地域安全運動^{※45} 期間中(毎年10月11日～20日)に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、県民、事業者及び地域活動団体等と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。

(県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

③ 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施

各種地域活動の機会を捉えて、県民、事業者及び関係団体等に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。

(県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

(2) 情報共有の促進

① 情報共有の機会の拡充

県民、事業者及び地域活動団体による自主的な防犯活動を促進する上で必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して、警察署単位で、警察、事業者及び地域活動団体等がそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。

(県警察生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動内容等の公表

防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、その活動を活性化させるとともに、活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

※45 全国地域安全運動・・・防犯協会、地域安全に資する関係機関・団体及び警察が一層緊密に連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に、毎年10月11日から20日までの10日間、全国で実施される運動をいいます。

(3) 防犯活動団体に対する支援

① 防犯活動団体の設立の支援

防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。

(県警察生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動への支援

防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要となる物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。

(県警察生活安全企画課)

(4) 防犯活動を担うリーダーの育成

地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するリーダーを育成します。

(県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

(5) 事業者による活動の促進

防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪被害から守るため、事業者に対して、安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。

また、事業者の特性を生かした防犯活動の推進のための情報提供等、必要な支援を行います。

(県警察生活安全企画課)

(6) 高齢者による活動の促進

① 老人クラブへの加入促進

元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動^{※46}や子どもの見守り活動に積極的に参加できるように、老人クラブへの加入を促進するため、県老人クラブ連合会等が実施する事業に対し助成を行います。

(高齢者福祉課)

② 高齢者が所属する団体等に対する学習・研修機会の充実

高齢者が所属する団体等に対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。

(県警察生活安全企画課)

(7) 幅広い世代の地域活動への参画の促進

高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体と連携した活動を推進することで、各団体の活動の更なる活性化を図ります。

また、地域の事業者や学校、団体等に所属する若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

※46 友愛訪問活動…孤立しがちな一人暮らしの高齢者などを、地域のボランティアによる安否確認や話し相手、身の回りの世話などにより暖かく見守り、高齢者が社会とのつながりを保ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す活動をいいます。

第2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）

1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる（基本的方策1）

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙や高知県ホームページへの掲載等、各種機会を利用した広報により、その普及に努めます。

（県民生活課）

(2) 全県的な推進体制の強化

高知県が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有等を行うことにより、安全安心まちづくり活動の一層の活性化を図ります。

（県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課）

(3) 地域における推進体制づくりに対する支援

地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、地域住民、事業者、地域活動団体及び行政の関係者等で構成される推進体制が整備されるよう、市町村等に対して、情報の提供などの必要な支援を行います。

（県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課）

(4) 市町村に対する支援

各市町村が犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。

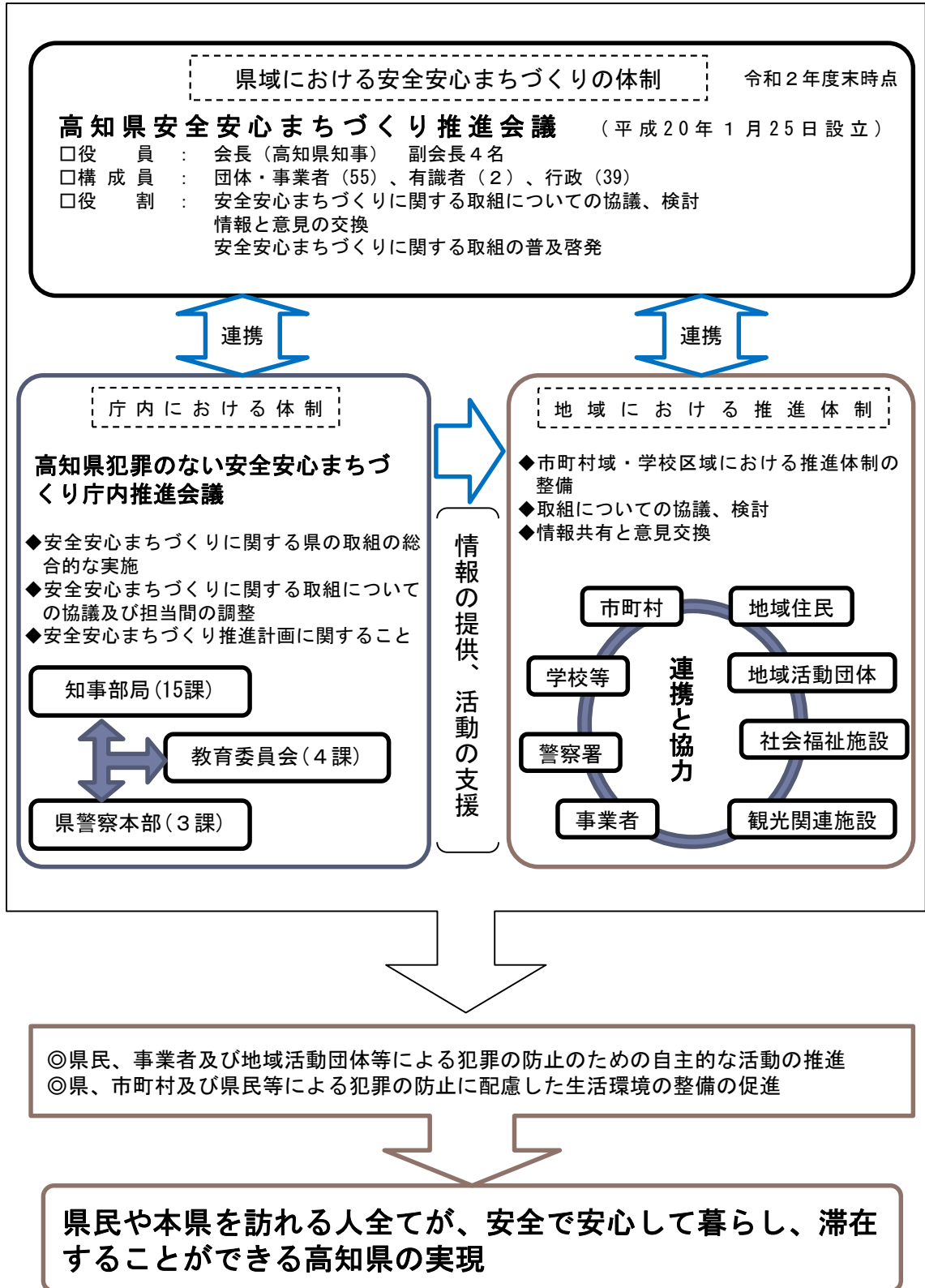
（県民生活課、県警察生活安全企画課）

(5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援

暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。

（県警察組織犯罪対策課）

《安全安心まちづくり推進体制のイメージ》



2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる（基本的方策2）

(1) ネットワークづくり

① 地域における支え合いのネットワークの構築

地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう働きかけます。

（地域福祉政策課）

② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり

過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落の維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

（中山間地域対策課）

過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

（地域福祉政策課）

③ 社会におけるネットワークの構築

社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。

（県警察生活安全企画課）

3 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する (基本的方策3)

(1) 広報・啓発の充実

デジタル社会の進展により、サイバー空間は、日常の様々な活動が営まれる公共性の高い場となりつつある一方で、サイバー犯罪は更に悪質化・巧妙化し、県民の身近な脅威となっていることから、あらゆる機会を通じ、IDやパスワード等の個人情報を盗用した不正アクセス事案やスマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等、身近な事例を幅広い層に分かり易く注意喚起するとともに、民間企業や事業所には、警察官や情報セキュリティ関連会社、組織による講演を実施するなどして、より専門的な広報啓発を行い、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。

(県民生活課、県警察生活環境課)

(2) 情報共有の促進

サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。

(県警察生活環境課)

(3) サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成

産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーやサイバー防犯ボランティアの委嘱、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。

(県警察生活環境課)

4 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する（基本的方策4）

(1) 広報・啓発の充実

各種イベントや防犯教室等、あらゆる機会を通じ、特殊詐欺の手口等に関する注意喚起や被害を防止するための対策に関する広報啓発を行い、社会全体における特殊詐欺被害防止に係る意識の向上に向けた取組を推進します。

（県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 情報共有の促進

金融機関等関係機関との連携により、従業員等の意識改革・向上を図り、顧客等に対する声かけを通じた情報共有等を行うことで、社会全体における未然防止意識の向上に向けた取組を推進します。

（県警察生活安全企画課）

(3) 事業者との協力関係の確立及び支援

事業者に対する、タイムリーかつわかりやすい被害防止広報等により、従業員等の意識改革・向上を図り、社会全体における未然防止意識の向上に向けた取組を推進します。

（県警察生活安全企画課）

第3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）

1 学校や通学路等における児童等の安全を確保する（基本的方策1）

(1) 児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

学校や通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置管理者^{※47}や保護者、その他関係者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

県立の施設についても、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。

（障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、県教委学校安全対策課、
県教委幼保支援課、県教委生涯学習課、県警察生活安全企画課）

(2) 安全確保体制づくりの促進

① 安全管理のためのマニュアルの策定等の促進

各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持します。

（私学・大学支援課）

学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。

また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く。）、児童発達支援事業^{※48}の関係施設、新・放課後子ども総合プラン推進事業^{※49}の関係施設の運営規定などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。

（障害福祉課、子ども・子育て支援課、県教委学校安全対策課、
県教委幼保支援課、県教委生涯学習課）

② 不審者侵入防止訓練の実施の促進

教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。

（障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、県教委学校安全対策課、
県教委生涯学習課、県警察生活安全企画課）

※47 学校等の設置管理者…公立学校にあっては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長です。私立学校にあっては、設置者または学校法人などです。

※48 児童発達支援事業…児童福祉法に基づく児童福祉施設以外で、児童発達支援事業を行う関係施設をいいます。

※49 新・放課後子ども総合プラン推進事業…共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、次代を担う子どもたちを育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の2つを推進する事業です。

(3) 児童等の見守り活動等の推進

① 学校等における見守り活動等の実施

学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行います。

(私学・大学支援課)

学校等の設置管理者、保護者、地域住民、事業者及び地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、県教委学校安全対策課、県教委生涯学習課)

② 通学路等における安全対策の実施

学校等の設置管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体等と連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施するとともに、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。

(県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課、県警察少年女性安全対策課)

③ セーフティステーション^{※50} 活動の促進

「子供110番の家」^{※51}をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティステーション）が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。

また、「子供110番の家」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。

(県警察生活安全企画課)

※50 セーフティステーション…子ども、高齢者、女性などの弱者を保護するための活動で、24時間活動型社会において、深夜時間帯まで営業するコンビニエンスストアなどの店に地域安全活動への理解と協力を得て、同店を地域社会の安全拠点として運用する活動をいいます。

※51 子供110番の家…子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子どもの緊急避難場所として、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいいます。

(4) 児童等への安全教育の充実

① 防犯教室等の開催

学校等の設置管理者、保護者及び関係機関等と連携して、児童等が犯罪被害に遭わ
いたための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、県教委学校安全対策課、
県教委幼保支援課、県教委生涯学習課、県警察生活安全企画課)

② 安全マップ作成の促進

児童等の危険予測能力・危険回避能力を高めるため、学校の設置管理者に対して、
安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。

(県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

(5) 防犯環境整備の促進

① 学校施設等の整備

学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置
管理者に対して、施設や設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、
県教委学校安全対策課、県教委生涯学習課)

② 通学路等の整備

学校等の設置管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察など関係者が
連携して、危険箇所等を把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう働きか
けます。

(道路課、公園下水道課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

2 子どもの安全を確保する（基本的方策2）

(1) 広報・啓発の充実

テレビ、ラジオなどのメディアや各種広報紙、ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。

（県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 子どもたちを健やかに育てる取組

① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施

地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。

（子ども・子育て支援課）

② 虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用

虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるように取り組みます。

また、地域学校協働本部^{※52}の活動内容の充実に向け、PTAとの協力体制づくりを推進します。

（地域福祉政策課、子ども・子育て支援課、県教委生涯学習課、
県教委人権教育・児童生徒課、県警察少年女性安全対策課）

③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施

児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、各種教室を実施するなど、啓発に取り組みます。

（県警察少年女性安全対策課）

④ ルールや法を守る心を育てる取組の実施

子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。

（県教委幼保支援課、県警察少年女性安全対策課）

※52 地域学校協働本部・・・多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、穏やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動(幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えると共に学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、連携協働して行う、様々な活動。)を推進する体制をいいます。

⑤ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施

インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリング^{※53}の普及や情報に関するモラルの教育を行います。

(県教委人権教育・児童生徒課)

スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。

(県警察少年女性安全対策課)

⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。

(県教委学校安全対策課、県警察少年女性安全対策課)

⑦ 親の子育て力を高めるための支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。

(子ども・子育て支援課、県教委幼保支援課、県警察少年女性安全対策課)

⑧ 子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進

学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。

(県教委生涯学習課)

⑨ 高知県学校・警察連絡制度^{※54}の適正な運用による学校と警察、保護者、地域が連携した子どもへの支援

高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。

(県教委人権教育・児童生徒課、県警察少年女性安全対策課)

※53 フィルタリング…インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除などする機能のことをいいます。

※54 高知県学校・警察連絡制度…児童生徒の問題行動等に対し、教育委員会・学校、警察が問題の所在を相互に理解して連携を図り、子どもの健全育成に役立てるための制度をいいます。

(3) 子どもを児童虐待から守るための取組

① 児童虐待の予防と早期発見への支援

地域での虐待予防の取組が推進されているとともに、児童虐待が早期に発見され支援につながるよう取り組んでいきます。

(子ども・子育て支援課)

② 児童虐待の早期発見、早期対応の取組

校内支援会でのSSW^{※55}の活用を促進するとともに、SSWのカウンターパートに各市町村の児童福祉担当課を位置づけ、定期的な情報共有等を行うなど連携強化を行い、児童虐待の早期発見、早期対応のための取組を進めます。

(県教委人権教育・児童生徒課)

③ 児童虐待の早期発見、安全の確保

被虐待児童の通告、虐待の未然防止に向けて関係機関に情報提供を行い、連携して児童虐待防止対策を進めます。

(県警察少年女性安全対策課)

※55 SSW・・・スクールソーシャルワーカーの略:教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する方をいいます。教育現場において、問題を抱えた児童生徒に対し、置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して、様々な支援を行っています。

3 高齢者、障害者、女性の安全を確保する（基本的方策3）

(1) 広報・啓発の充実

DV等の暴力を許さない気運を高めるとともに、DV被害者の早期発見・早期対応につながるよう、啓発や相談窓口の周知を図ります。

また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。

（人権・男女共同参画課）

地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発等を行います。

（高齢者福祉課）

(2) 高齢者や障害者の見守り活動の推進

① 地域活動団体等と連携した高齢者の見守り活動の実施

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や悪質商法による被害を防ぐため、講習会の開催や地域活動団体の協力を得た個別訪問等による情報提供や被害防止の啓発を行います。

（県民生活課、県警察生活安全企画課）

特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなど、情報の提供や啓発活動を行います。

（県警察地域課）

② 地域包括支援センターを中心とする高齢者の見守り活動への支援

地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。

また、警察及び市町村と連携し、認知症高齢者等の行方不明者の情報提供を行うとともに、県民の認知症に関する正しい知識と理解を深めるため認知症サポーターの養成を推進し、市町村の見守り活動への支援を行います。

（高齢者福祉課、在宅療養推進課）

③ 市町村や事業者等の行う障害者の見守り活動の促進

障害者が地域において安全で安心して生活ができるよう、障害者の障害特性に配慮するなどして、市町村や事業者等が連携して行う見守り活動を促進します。

(障害福祉課、県警察生活安全企画課)

④ 障害特性に配慮した情報の提供

地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。

(障害福祉課、県民生活課)

(3) 虐待防止活動の推進

① 研修会や意見交換会等の実施

高齢者虐待を防止・早期発見するために、職員等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身につけるための研修や意見交換会を行います。

(高齢者福祉課)

各施設において、虐待の防止と早期発見につながる体制が確立されるよう、虐待防止マニュアルの策定を指導するとともに、市町村や施設管理者等への研修会を実施し、虐待対応力の強化を図ります。

(障害福祉課)

② 虐待の防止及び被害者の保護

関係機関・団体等と連携して、高齢者、障害者虐待にかかる通報や保護、相談支援体制の充実を図り、虐待防止対策を進めます。

(県警察少年女性安全対策課)

(4) 女性の犯罪被害防止に関する取組

① 防犯教室等の実施

あらゆる機会を通じて、女性が被害に遭いやすい犯罪に関する防犯教室や護身術等の実践的な訓練を実施します。

(県警察生活安全企画課)

② 地域ぐるみの防犯活動の実施

事業者、防犯活動団体と連携して、痴漢やのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点として、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。

(県警察地域課)

③ DVの防止及び被害者の保護

「高知県DV被害者支援計画^{※56}」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、DV被害者に関する通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。

(人権・男女共同参画課)

(5) 高齢者を交通事故から守るための取組

老人クラブ等の組織に属していない高齢者は交通安全教育を受ける機会が少ないため、老人クラブへの加入を促進するために、県老人クラブ連合会等が実施する事業に対し助成を行います。

(高齢者福祉課)

高齢者を交通事故から守るため、自らの安全を守るための交通安全行動の定着化及び交通安全意識を醸成するとともに、高齢者に対する交通安全教室を推進します。

(県警察交通企画課)

春、秋及び年末年始の交通安全運動並びに高齢者交通事故防止キャンペーン(9月～12月)において、関係団体等と連携し、高齢者の交通事故防止に係る広報啓発を行います。

(県民生活課)

※56 高知県DV被害者支援計画…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定されている、配偶者からの暴力とその被害者の保護に関する取組を総合的、体系的に実施するための県の計画をいいます。

4 観光旅行者等の安全を確保する（基本的方策4）

(1) 安全情報の提供

① 観光旅行者等に対する安全情報の提供

観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また、観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。

（県警察生活安全企画課）

② 外国人観光旅行者等に対する安全情報の提供

外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、また、外国人観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。

（県警察人材育成課）

(2) 従業員等に対する防犯教育の促進

観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。

（観光政策課）

第4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）

1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する （基本的方策1）

(1) 道路等の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

（道路課、都市計画課、公園下水道課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。

（道路課、都市計画課、公園下水道課）

(3) 防犯カメラの設置の促進

道路、公園、駐車場及び駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。

（県警察生活安全企画課）

2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する（基本的方策2）

(1) 住宅の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体及び建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供等を行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

（住宅課、建築指導課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 住宅の安全に関する情報の提供

① 住宅の防犯対策についての情報の提供

既存住宅を含めた住宅性能表示^{※57}の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。

(住宅課、県警察生活安全企画課)

② 防犯機器の情報の提供

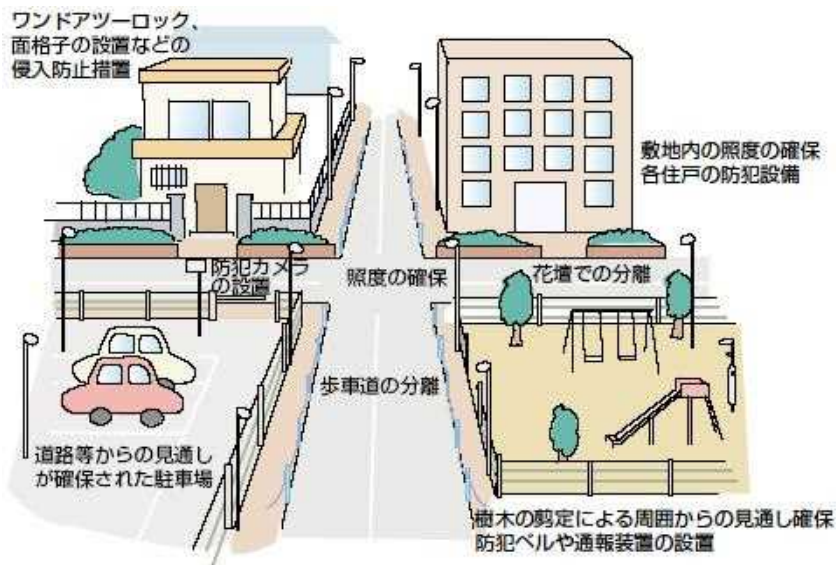
住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪防止に配慮した住宅の普及を図ります。

(県警察生活安全企画課)

(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備

県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。

(住宅課)



※57 住宅性能表示…平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度をいいます。

3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する（基本的方策3）

(1) 金融機関に対する啓発

金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

（県警察生活安全企画課）

(2) 深夜小売店舗に対する啓発

コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

（県警察生活安全企画課）

第5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する (重点目標5)

1 市町村による災害時の防犯対策を支援する(基本的方策1)

(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映

大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。

(南海トラフ地震対策課、県警察生活安全企画課)

(2) 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発

市町村との連携を深め、市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう「防犯の視点」の重要性について広報啓発を行います。

(県民生活課)

(3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援

市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。

また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に係る生活をする上でのトラブル等に関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速適切に行えるための支援を行います。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する（基本的方策2）

(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援

防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、防災に関する知識や技能を更に習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。

また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報の提供や、ベスト、帽子及び腕章等の活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。

（南海トラフ地震対策課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、各市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ、実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動の知識や技能のほか、犯罪情勢に関する情報を提供します。

また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。

（南海トラフ地震対策課、県民生活課、県警察生活安全企画課）